

令和8年7月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和8年7月9日(木)午後2時 30 分～午後3時 30 分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16 名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	3	山本 美加	4	桑原 宏文
5	井上 靖好	6	加用 雅啓	8	徳留 佳代
9	坂本 一	10	谷崎 容子	11	遠地美千代
12	山本 官	13	池田 三郎	15	伊勢脇精藏
16	土居 忠栄	17	清水 優志	18	岡崎 誠
19	植 俊彦				

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	4	岡本 尚子
6	室津 平	7	宮地 浩	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	14	芝 順子

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	井口 敦	係長	広井 健太
係長 (西土佐地域担当)	島 輝充	主幹	山岡 早輝
主幹 (西土佐地域担当)	谷口 忠之	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)
- 第3号議案 非農地証明書の交付について (7件)
- 第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について(2件)
- 報告事項
- その他

発言者	発言内容
議長(清水会長)	只今から令和8年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。 議席番号1番 篠田新生 委員、議席番号7番 安藤久徳 委員、議席番号14番 芝順子 委員、の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮地秀之 委員、宮崎幸一 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長(清水会長)	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号12番 山本官 委員、議席番号13番 池田三郎 委員をお願いします。
議長(清水会長)	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1 土地の表示は、江ノ村字谷ヤシキ、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴60年の91歳の方で、農作業への従事日数は年間160日、労働力は譲受人と農作業歴30年の子である2人となっております。申請地は、居住地から100mの距離となっております。現在、申請地は草や竹が生えている状況ですが、取得後は譲受人が整地し季節野菜(トマト・キュウリ)を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2 土地の表示は、敷地字中沢、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の45歳の方で、農作業への従事日数は年間150日、労働力は譲受人と農作業歴20年の父である2人となっております。農機具はトラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、申請地は居住地から800mの距離となっております。現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号3 土地の表示は、角崎字小路口、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議

	案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 30 年 88 歳の方で、労働力は譲受人のみ、従事日数は年間 300 日となっております。農機具は小型耕運機2台を所有しております。申請地は居住地から車で8分の距離となっております。現在、申請地は草が生えた状況で耕作をしておりませんが、取得後は譲受人が季節野菜(イモ)を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号4 土地の表示は、伊才原字臼木、他、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 40 年の 69 歳の方で、労働力は譲受人のみ、従事日数は年間 200 日となっております。農機具はトラクター1台を所有しております。申請地は居住地から 30mの距離となっております。現在、申請地は草刈りもされ管理されており、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号5 土地の表示は、平野字夕谷、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は 53 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具は管理機1台を所有しております。申請地は居住地から 30mの距離となっております。現在、申請地は草がはえた状況で耕作しておりませんが、取得後は譲受人が果樹(レモン)季節野菜(イモ)を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号6 土地の表示は、平野字新畑、他、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は 35 歳の方で、農作業への従事日数は年間 250 日、労働力は譲受人のみとなっております。申請地は居住地から 9kmの距離となっております。現在、申請地は季節野菜(カボチャ)を栽培しており、取得後も譲受人が季節野菜(カボチャ)を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 (東中筋・中筋地区担当)	議席番号3番山本美加です。 1番について説明します。6月30日火曜日代理人立会いのもと、推進委員の岡本さんと申請地の状況確認を行いました。申請者である譲受人は現地調査の日は入院されていたの

	で、同居されている娘さんに聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人は 91 歳ということもあり、現在は耕作しておりません。 今回取得しようとする農地については、娘さん 65 歳がナシやキュウリなど、家庭菜園をしていくということです。現地を確認したところ、竹林化した竹を 1 m の高さくらいに切り揃えて枯れるのを待っている状態でした。推進員の岡本さんが竹を枯らす薬剤があるということを助言したら早速購入したいと答え、農地を守っていきたいという意欲を感じました。 また、申請地は譲受人のお墓と隣接している農地であり、13 m²という面積ですので、譲受人が耕作しない限り、耕作者は今後現れないと思います。周辺の農地に影響はありません。以上のことから農地法第3条の結果については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	岡本推進委員から、意見などはございますか？
◇岡本委員 (東中筋・中筋地区担当)	6 月 30 日に山本委員と、代理人立ち合いでの話をしてきました。山本委員が説明してくれた通りでございますので、よろしいと思います。
議長(清水会長)	続きまして、「山本官委員」2番についてお願いします。
●12 番 山本官委員 (後川地区担当)	2 番について説明します。 6 月 28 日の午後 1 時頃、推進員の武井さんと 2 人で譲受人と現地で会い、聞き取りと確認を行いました。申請地は譲受人とは別の方が水稻を作付けしておりました。この田を売買するにあたって、申請地と隣接して稲を作っている方を買ってくれないかと打診があったことで、今回の申請となっております。譲受人は会社勤めをしていますが、父親と 2 人で、現在約 80 アールの水田をきれいに管理しており、今後も田んぼとして管理をしていくということです。ゆくゆくは、隣接しているので、畦を取り除き、一枚の田んぼとして、管理したいということで、今回の許可に対しては問題はないと考えています。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございますか？
●◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	今山本委員の方から詳しく説明がございました。当日 28 日、現地確認しました。譲渡人が高齢ということもあって。維持管理不可能という事から、若く信頼できる譲受人にとの話で、売買が成立することになったようです。圃場も穂が出そろい、8 月収穫予定となっているようです。農作業歴が 20 年と十分な経験者で周辺に影響を及ぼすことはないという判断をいたし

	ております。従って農地法第3条の規定による許可申請は妥当のものと考えます。
議長(清水会長)	続きまして、岡崎委員3番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 (中村地区担当)	議席番号18番の中村地区担当の岡崎です。7月2日木曜日の10時から10分ぐらい譲受人から話を聞きました。現地は今のところ休耕地になっていますが、取得後は芋、季節野菜を植える予定であると申しておりました。地目は宅地であるが現状は畑で譲受人の兄の子である姪との売買になります。譲受人は現在88歳になりますが、グループ企業の相談役であり、〇〇株式会社の代表取締役もやっております。このような状況から、年齢はいいのですが、耕作意欲を持っておりますので、問題ないと考えております。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、3番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「池田委員」4番についてお願いします。
●13番 池田委員 (蕨岡・富山地区担当)	4番についてですが、先月の27日に推進員の東さんと譲受人立会のもとで、現場の確認と調査を行いました。譲受人はサラリーマンをしながら水稻を、この地域としては200アールという大きな面積で、中核的な農地を守っている方です。事案の土地は、一部が畑として季節野菜が植えられてまして、一部は何も植えてなかったですけども、草刈り等で管理はされておりました。取得後も季節野菜などを植えて管理していくということです。周りの農地に対しても問題影響はありません。以上によって許可申請は妥当だと思います。
議長(清水会長)	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 (富山・蕨岡地区担当)	1区の東です。6月27日に、池田委員さん譲受人立ち合いのもと現地確認をいたしました。池田委員が言われたように現況はきれいに草も刈って管理をされていますので、3条の許可申請については適当と思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「井上委員」5番と6番についてお願いします。
●5番 井上委員 (下田地区担当)	5番について、説明をさせていただきます。6月25日の譲受人の方に電話をしまして2時半に現地に行ってお会いして話を聞きました。今回取得する土地は譲受人が経営する喫茶店の隣の土地で、譲渡人が管理できなくなったので買ってほしいと話があったようです。取得後はレモン、芋を定植し、その収穫したものをお店で販売提供したいという思いがあるようです。きちんと計画はあるものの、一人でお店をしているため前

	回その近くで購入している土地もまだ定植がされていない状態で、ちょっと不安視されましたけど、本人はやっていくという意欲を見せておりますので、適当であると判断いたしました。 次6番について、説明させていただきます。6月29日1時から2時の間、譲受人にお会いし、現地でお話をお伺いしました。今回取得しようとする土地は、以前祖母が借りていた土地をその譲渡人の方がもう買ってくれないかということで話があり購入するようになり引き続き定植しているかぼちやを世話しながらまたいろんなものをそこに植えて収穫していきたいと思いがあようです。まだ農業を始めて若い青年ですのでちょっと作業遅れみたいな形になり、色々四苦八苦しておりますけれど、やる意欲はありますので、今後見守っていきたいと思います。今回の申請は適当であると判断いたしました。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、5番・6番について適当である旨の意見をいただいております。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。 番号1 土地の表示は、不破字谷田 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月30日、地区担当の岡崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、竹本病院より南東約300メートルに位置する農地で、北側は市道、東側および西側は宅地、南側は道路となっております。排水計画について、敷地内の雨水および集水枡に集積した屋根

	の水につき北側の市道側溝へ排水します。生活排水については、集水桝に集積し、北側市道の公共都市下水に排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種住居地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2 土地の表示は、古津賀一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月30日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より西約550メートルに位置する農地で、西側は市道、北側は宅地、東側、南側は農地となっておりますが、譲渡人所有の農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と西側の既設側溝に排水します。生活排水については、浄化槽を設置し西側の既存側溝に排水します。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号3 土地の表示は、古津賀一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月30日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より西約550メートルに位置する農地で、東側は市道、北側は宅地、西側、南側は農地となっておりますが、譲渡人所有の農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と東側の既設側溝に排水します。生活排水については、浄化槽を設置し東側の既存側溝に排水します。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第二種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「岡崎委員」1番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 (中村地区担当)	中村地区担当の岡崎です。事務局の説明した通りですが、現地は両隣並びに家が建っており、前の道路は5m道路です。敷地内には柿の木が数本植えてあり、他は草が茂ってる状況で整地後に住宅を建てるということです。問題はないと考えております。以上です。

議長(清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山崎委員」2番と3番についてお願いします。
●2番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	議席番号 2 番に山崎です。6 月 30 日申請代理人、会長、事務局とともに現地の確認をしました。場所はダイハツの向かい第一種中高層住居専用地域であります。写真でも分かると思いますが、今、田んぼが植えてあって、同じ敷地内を2等分した場所になります。木造の住宅を建てたいということでした。特に周りに支障になるものもなく、事務局の説明通りであります。農地法5条の許可申請は適当であると思います。 3番も同じく木造の1階建てが建つ予定であります。事務局の説明通り、特に周りに支障になるものもなく、農地法5条の許可申請は適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、2番と3番について適当である旨の意見をいただいております。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。 番号1 土地の表示は利岡字楊林寺、他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の武井推進委員のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や雑草が生えており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に立木や雑草がはえてお

り、農地ではない状態となっております。課税状況については、山林の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号2 土地の表示は口鴨川字東奈路、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の武井推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は建物が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に建物が建っており、農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号3 土地の表示は具同字北相ノ沢、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の福留委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は建物が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に建物が建っており、農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号4 土地の表示は具同字ヲキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の徳留委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場になっており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に駐車場になっており、農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号5 土地の表示は津野川ツエノサコ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月26日に地区担当の坂本委員、遠地会長職務代理者、宮地推進委員の立会いのも

	と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は3筆ともに雑草木が生い茂り山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号6 土地の表示は横瀬字長田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の山本美加委員、岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真でも既に立木が繁茂されており、農地ではない状態となっております。課税状況については、山林での課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号7 土地の表示は横瀬字長田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月30日に地区担当の山本美加委員、岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。 現地は立木や雑草が生えており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に立木や雑草が生えており、農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本官委員」1番と2番についてお願いします。
●12番 山本官委員 (後川地区担当)	1番について説明します。事務局の説明にあった通りです。申請地は、2件とも山林化しておりまして、耕作放棄をされて10年以上も経過して、農地復旧は困難と考え、非農地証明の交付に当たっては適当と考えております。 2番ですが、昭和60年頃には倉庫が建っており、人為的に変えてから、15年以上計画しております。農地に戻すことは不

	可能と思いますので、非農地証明の交付は適当と考えております。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	2 区の武井です。1 番ですが、20 年頃から芋畑です。今、見れば山林です。山林の状態からの復帰は不可能と判断いたしました。従って、農地法第2条による非農地証明の申請は妥当と考えております。 次 2 番ですが、倉庫になってるのは昔、最初に母屋という形で立てた建物の後に本物の母屋を建てたということで、本物の母屋を立てたと同時に、倉庫として使っておったと説明の中で受けております。ご覧のように建物は古いんですけども、農地の上の建物でして、非農地証明を申請されても妥当な案件であると思っております。以上でございます
議長(清水会長)	続きまして、「徳留委員」3番と4番についてお願いします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	番号3番についてですが、事務局の説明の通り、6 月 30 日関係者と共に現地の確認を行いました。当該地の地目は田となっています。会社の社宅から事務所倉庫等が建てられている一面にあり、大きくは3筆ある中の1つになります。2筆は宅地となっていますが、申請地は田のままとなっている状態です。実際には昭和 52 年頃に作業所を建設し、現在に至っています。地面は写真で見ても分かるようにアスファルトで舗装されていて、農地への復旧は困難であると思われます。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。 続いて番号 4 についてですが、当該地の地目は畑となっています。昭和 60 年に、道路の向かい側にパチンコ店が開業したことに伴い、店舗の駐車場として利用を始め、現在に至っているそうです。地面はこれもアスファルトなどで舗装されており、農地への復旧は困難と思われます。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、3番と4番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「坂本委員」5番についてお願いします。
●9 番 坂本委員 (西土佐津野川地区ほか担当)	議席番号 9 番坂本です。5 番について、先月の 26 日会長職務代理者、宮地委員、事務局、申請代理人ともに現地確認を行いました。代理人により、聞きとりはそれぞれ行いました。市道より林道を 300 m 進んだ場所に申請地はあります。

	前のスクリーンをご覧ください。3箇所の申請地は、木、草、破竹などに覆われて、生い茂った状況です。代理人によると、申請人は県外の人で、管理ができなくなり、非農地証明書後、同部落の人に売買もしくは贈与したいとのことでした。申請地は耕作を放棄して30年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明の交付については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地浩委員 (西土佐津野川地区ほか担当)	7区の宮地です。先ほど坂本委員が説明した通りでございますが、補足させていただきますと、前の写真で、一番左側の写真は、見た目はただの斜面でした。一番右側は川沿いで、細長い形で、ちょっとした雨でも浸かるんじゃないかというような状態で、現状はかなり大きめの木も生えているような感じで、真ん中の写真が一番まともな感じに見えますが、ガレキ交じりのような感じの土地でして、軟弱な感じもありました。手首ぐらいの大きさの木も生えていたような状態です。今回の非農地証明については妥当ではないかと私は思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山本美加委員」6番と7番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 (東中筋・中筋地区担当)	議席番号3番山本美加です。6番についてご説明いたします。6月30日の火曜日に、申請代理人立会のもと、会長、事務局、推進委員の岡本さんと申請地の状況確認を行いました。当該地は地目は畑となっております。この当該地は平成16年の3月31日に農地として取得し、営農を開始しましたが、3年後の平成19年に耕作放棄され、平成25年には山林となっております。さらに令和3年に木を伐採し、土砂を搬入し雑種地となり現在に至っているそうです。スクリーンを見ていただいても分かると思いますけれども現地を確認したところ、雑木が生い茂っているような状態ではありませんが、不揃いの砂利のような白いような石がばらまかれ、セメントのように固められた状態であり、農地への復帰は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。 続きまして、7番についてご説明いたします。同じく6月30日の火曜日に申請代理人立会のもと、会長、事務局、推進員の岡本さんと申請地の状況確認を行いました。当該地は地目は畑となっております。平成16年より耕作放棄され、平成22年より山林となり、現在に至っているそうです。 現地を確認したところ、雑木が生い茂っている状態であり農地の復旧は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。

議長(清水会長)	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 (東中筋・中筋地区担当)	6月30日に、山本委員が説明してくれたように、申請代理人と確認しました。この土地は20年以上前からこのような状態でずっと見ておりますので、耕作地に戻すことはできないと思います。 7番についても耕作地に戻すことはできませんので非農地証明の方はよろしいと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページと8ページになります。それでは、説明いたします。 番号1になります。借受人は、古津賀地区で主に水稻の栽培をしている方です。貸付人は1名で、申請地については、議案書記載のとおりです。申請地の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権で、貸借期間は公示日より5年間となっています。 次に、番号2になります。借受人は、古津賀地区で主に水稻の栽培をしている方です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。申請地の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は公示日より10年間となっています。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番と2番についてお願いします。

●2番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	議席番号2番山崎です。両方の案件について、耕作者も農業に長年従事して施設等も持っている方なので、安心して農地を維持管理できると思いますので、特に問題はないと思います。 2番も一緒に、この方も農業にかなり精通している方なので問題ないと思います。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、1番と2番について適当である旨の意見をいただいております。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年7月9日

議長 清水優志

署名委員 池田三郎

署名委員 山本 寛